

博士請求論文審査要旨

情報セキュリティ大学院大学

情報セキュリティ研究科

論文題目 : 日本的経営における内部不正行為抑止の研究
申請者 : 北野 晴人
審査委員会 : 主査 林 紘一郎 (教授)
副査 原田 要之助 (教授)
副査 浅井 達雄 (長岡技術科学大学・名誉教授)
副査 土井 洋 (教授)

I. 論文内容の要旨

個人情報や営業秘密などの漏えいの原因として、内部不正行為が占める割合と影響は無視できない。抑止策として物理的手段や技術的手段による情報保護策があるが、最後は従業者等の忠誠心や信頼感の醸成などに訴えるしかない。著者はかねてから、ISMSに過度に依拠した情報セキュリティ・マネジメントに限界を感じていたので、本論文においては従業者と組織(企業)の関係を心理的側面から分析し、新たな不正抑止策、延いては新時代の日本的経営のあり方を、「ハイブリッド型マネジメント」として論じている。

本論文は、序章・終章と、3部13章(と1つの補章)で構成されている。序章では、上記のような問題意識とハイブリッド型マネジメントの定義をした上で、論文の構成を紹介している。第1部 内部不正行為の意思決定(4章で構成)では、犯罪心理学や行動経済学などの知見に基づいて、従業者が不正行為を行なう場合の意思決定プロセスをモデル化し、組織コミットメント・従業員満足度・日本的雇用環境を指標として、アンケート調査により確認している。第2部 日本的経営と人的マネジメントの変遷(6章と補章で構成)では、従来の日本的経営が従業者と企業の心理的関係や、内部不正行為の発生にどのような影響を及ぼしてきたかを「心理的契約」の概念も入れながら考察している。第3部 組織アーキテクチャと情報システム(3章で構成)では、青木の「A型」「J型」企業などの概念を用いて、企業における情報の統制方法と人事制度との組み合わせの最適化を論じ、この両者のハイブリッド型を提案する。終章では、ハイブリッド型により期待される効果を多角的に論証している。

II. 論文審査結果の要旨

「企業は人なり」という表現はあるが、「企業は情報処理システムなり」という表現をする人は少ない。しかし、インターネットの進展などに伴って、情報そのものを商品にしている企業はもとより、そうでない企業においても、企業と情報の関係は従来の枠組みを超えた理解を必要としている。言い換えれば、同じ資源でありながら「人・モノ・カネ」に対する配慮に比べ、「情報」という第4の資源には相応の注意が払われていなかったが、今後は発想の転換を求められることになるだろう。

これを経営学の文脈におき直せば、従来「情報セキュリティ」といった分野は専門家のすることで、経営者の業務とは考えられていなかったが、今後は「情報をどう扱うか」が企業活動の生命線を握るものとして、経営者の責任事項に上ってくるだろうことを意味している。既に、大規模・重大な情報漏えいには社長自身が対応せざるを得ないようになってきているし、今後は事業報告書にリスクとして情報関係のインシデント発生の可能性を記載することが、義務付けられる方向に進むであろう。

情報セキュリティ大学院大学 情報セキュリティ研究科

このような問題意識の下で、著者は（必ずしも明示的ではないが）次のような諸点を指摘している。① モノとカネは「物言わぬ資源」であるのに対して、人と情報は企業との間で相互作用を伴う資源であるため、これをどう制御するかという点で共通項を持っている、② この意味で「A型」「J型」企業という分類は有効であるが、アメリカ型企業に対する強欲批判と、日本的企業に対するパフォーマンス批判で見直しを求められている、③ 人に注目するという面では日本的経営に優位性があったが、グローバル環境では従来通りの適用はできず、今後は情報システムへの依存度が増すであろう、④ そこで、両者の良さを併せ持つ「ハイブリッド型」マネジメントが必要となり、それが有効なケースは存在し得る。

このような主張は今までに見られなかったものであり、情報学の視点から経営学に新しい風を送り、経営学と経営情報学を架橋するものとして、新規性は十分であると思われる。しかし逆に、従来の諸学説とどのように連結できるかは、なお検討を必要としよう。また、確かに「情報セキュリティ」という視点から見れば、本論文のようなシナリオが考えられるにしても、別の視点から見れば全く違った光景になる、ということも考えられる。加えて、デジタル・ネイティブにとって所与と思われることが、ヒューリスティック的に論じられているだけ、という批判も想定される。

経営の方法は多種多様であり、経営学の論ずるところも著者により多彩であるから、本論文が one of them として受け入れられる素地は十分にあるかと思われるが、これが他を凌駕する有効性を持つか否かは、今後の検証に待たねばならないだろう。その意味では、修了後においても理論を実践に生かしていく努力が求められる。

Ⅲ. 審査経過

本審査委員会は、平成 27 年 1 月 30 日に論文内容について口述試問を行ない、博士論文として合格と判断した。その後同年 9 月 24 日に、これに関連する事項の最終試験審査を実施して、申請者が学位取得にふさわしい知見を持つものと判断した。